

生命傷害共済 重要事項説明書

2022年1月

【契約概要・注意喚起情報およびその他ご留意いただきたい事項】

- 本書面は生命傷害共済に関する重要な事項を説明しております。
ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。
詳しくは生命傷害共済普通共済約款・特約をご参照ください。
- ▶ご契約者（共済契約者）以外に本共済の保障を受けられる方がいらっしゃる場合は、
その方にも本書面に記載の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。



ご不明な点につきましては、
取扱代理所または当組合まで
お問い合わせください。

契約概要

▶ 共済制度の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

▶ ご契約者にとって不利益となる可能性のある
事項など、特にご注意ください事項

用語のご説明

本書面における主な用語の定義は以下のとおりです。なお、普通共済約款・特約にも「用語の定義」が記載されておりますのでご確認ください。

き	共済掛金	ご契約者が共済契約に基づいて当組合に払い込むべき金銭をいいます。
	共済金	普通共済約款およびセットされた特約により保障される傷害等が生じた場合に、当組合がお支払いする金銭をいいます。
	共済金額・共済金額	共済契約において共済金をお支払いする事由に該当されたときに、当組合がお支払いする共済金の額または限度額をいいます。その金額は、ご契約者と当組合との契約によって定められます。
	共済契約者	当組合に共済契約の申込みをする方をいいます。契約が成立すれば、共済掛金の支払義務を負います。
た	他の共済契約等	本共済契約の全部または一部と支払責任が同じである他の共済契約または保険契約をいいます。
と	特約	オプションとなる保障内容など普通共済約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものをいいます。
ひ	被共済者	共済の対象となる方をいいます。
や	約款	基本となる保障内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものをいいます。

契約締結前における確認事項

1. ご利用にあたって（組合員について）

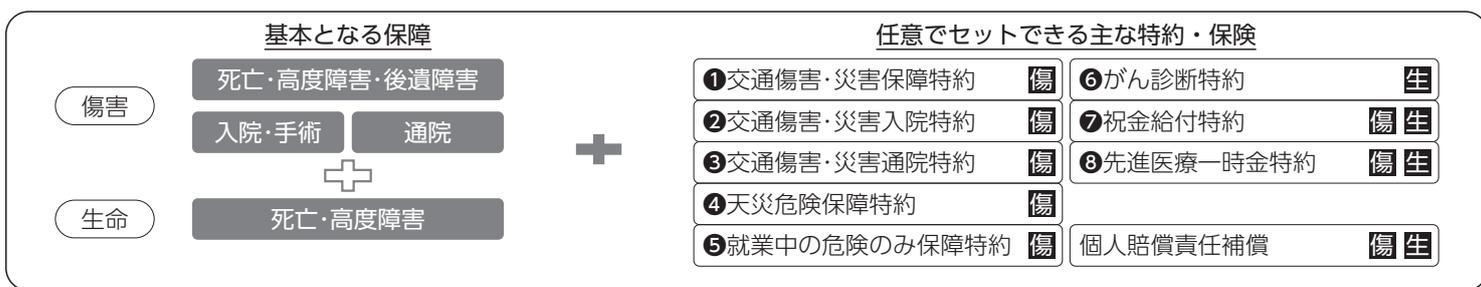
契約概要

当組合は組合員のための協同組合として相互扶助の精神のもとに運営されており、初めて当組合をご利用いただく中小企業者の方は、2口（1口100円）以上ご出資いただいたうえでご加入ください。また、組合員資格を有しない方も一定割合まで当組合をご利用いただくことができます。

2. 商品の仕組み

契約概要

注意喚起情報



※1 本共済規程の範囲内で一部の保障を除外してご加入いただくことができます。 ※2 傷は基本となる保障に「傷害」の死亡・高度障害・後遺障害がある場合セットできる特約・保険です。生は基本となる保障に「生命」の死亡・高度障害がある場合セットできる特約・保険です。 ※3 共済始期日時点の契約年齢（満年齢）が6歳から、保障の種類ごとに定める加入可能年齢までご加入いただけます。（新規にご加入いただける年齢とは異なる場合があります。なお、加入可能年齢の期中でご加入いただける上限額が減額される場合や共済掛金率が変更になる場合があります。）

3. 基本となる保障等

(1) 基本となる保障

契約概要

注意喚起情報

基本となる保障は以下のとおりです。詳しくは普通共済約款・特約をご参照ください。

共済金の種類	共済金をお支払いする場合	加入可能年齢
傷害死亡共済金	共済期間中の傷害（ケガ等）により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に共済金をお支払いします。	6～89歳
傷害高度障害共済金	共済期間中の傷害（ケガ等）により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態となった場合に共済金をお支払いします。	同 上
傷害後遺障害共済金	共済期間中の傷害（ケガ等）により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害等級表に掲げる等級（第1級から第14級まで）に応じて、傷害死亡共済金額の4%～100%をお支払いします。ただし、共済期間を通じて合算して傷害死亡共済金額が限度となります。	同 上

傷害入院共済金	共済期間中の傷害（ケガ等）により入院した場合、入院した日数に対し、共済証書記載の日数を限度として、1日につき傷害入院共済金日額をお支払いします。	6～89歳
傷害手術共済金	共済期間中の傷害（ケガ等）により、病院または診療所において手術を受けた場合に共済金をお支払いします。 ●入院中の手術・・・傷害入院共済金日額の10倍 ●外来で受けた手術・・・傷害入院共済金日額の5倍 ただし、1事故につき1回の手術にかぎりませす。なお、1事故に基づく傷害（ケガ等）に対して、入院中および外来で手術を受けたときは、入院中に受けた手術の場合の傷害手術共済金をお支払いします。	同上
傷害通院共済金 （実日数タイプ）	共済期間中の傷害（ケガ等）により通院された場合、共済契約証書記載の日数を限度として、1日につき傷害通院共済金日額をお支払いします。ただし、傷害入院共済金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、傷害通院共済金をお支払いしません。 （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。 （注2）傷害通院共済金の支払を受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して傷害通院共済金をお支払いしません。	6～79歳
生命死亡共済金	共済期間中の疾病または傷害（ケガ等）により死亡した場合に共済金をお支払いします。	6～84歳
生命高度障害共済金	共済期間中の疾病または傷害（ケガ等）により高度障害状態となった場合に共済金をお支払いします。	同上

(2) セットできる主な特約 **契約概要**

主な特約は以下のとおりです。特約の詳細な内容および本書面に記載のない特約につきましては、普通共済約款・特約をご参照ください。

特約の種類	共済金をお支払いする主な場合	加入可能年齢
①交通傷害・災害保障特約 ・交通傷害・災害死亡共済金 ・交通傷害・災害高度障害共済金 ・交通傷害・災害後遺障害共済金	共済期間中に「交通事故」「建物の火災」「風災・ひょう災・雪災」「落雷」「台風、暴風雨、豪雨等による洪水等の水災」による傷害（ケガ等）に対して、傷害特約により傷害死亡共済金、傷害高度障害共済金、傷害後遺障害共済金が支払われる場合に、これに追加して共済金をお支払いします。	6～89歳
②交通傷害・災害入院特約 ・交通傷害・災害入院共済金 ・交通傷害・災害手術共済金	共済期間中に「交通事故」「建物の火災」「風災・ひょう災・雪災」「落雷」「台風、暴風雨、豪雨等による洪水等の水災」による傷害（ケガ等）に対して、傷害入院特約により傷害入院共済金、傷害手術共済金が支払われる場合に、これに追加して共済金をお支払いします。	同上
③交通傷害・災害通院特約 （実日数タイプ）	共済期間中に「交通事故」「建物の火災」「風災・ひょう災・雪災」「落雷」「台風、暴風雨、豪雨等による洪水等の水災」による傷害（ケガ等）に対して、傷害通院特約（実日数タイプ）により傷害通院共済金が支払われる場合に、これに追加して共済金をお支払いします。	6～79歳
④天災危険保障特約	共済期間中に傷害特約・傷害入院特約・傷害通院特約（実日数タイプ）等における免責事由である「地震・噴火およびそれらによる津波」により生じた傷害（ケガ等）に対して、傷害特約・傷害入院特約・傷害通院特約（実日数タイプ）等において支払われる共済金をお支払いします。	対象となる特約の加入可能年齢に同じ
⑤就業中の危険のみ保障特約	共済期間中に被った傷害（ケガ等）に対して、傷害特約・傷害入院特約・傷害通院特約（実日数タイプ）等における共済金支払要件を就業中に限定して共済金をお支払いします。	同上
⑥がん診断特約	共済期間中にがんと診断確定された場合に、共済契約証書記載のがん診断共済金をお支払いします。	6～69歳
⑦祝金給付特約	共済期間中に所定の要件を満たした場合に、共済契約証書記載の「結婚祝金」、「出産祝金」、「生存祝金」をお支払いします。「結婚祝金＋出産祝金＋生存祝金」、「結婚祝金＋出産祝金」または「生存祝金」から選択いただけます。 生存祝金がセットされた契約を途中で解約した場合、共済金等は支払われません。	同上
⑧先進医療一時金特約	共済期間中に先進医療による療養を受けた場合に、30万円を限度に先進医療の技術料を先進医療一時金としてお支払いします。なお、共済期間中に1回の支払を限度とします。	同上

(3) 共済金をお支払いしない主な場合 **契約概要** **注意喚起情報**

共済金をお支払いしない主な場合は以下のとおりです。詳しくは普通共済約款・特約をご参照ください。

共済金の種類	共済金をお支払いしない主な場合
傷害死亡共済金 傷害高度障害共済金 傷害後遺障害共済金 傷害入院共済金 傷害手術共済金 傷害通院共済金	■故意または重大な過失 ■闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ■刑の執行 ■戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの ■地震もしくは噴火またはこれらによる津波（注） ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■脳疾患、疾病または心神喪失 ■妊娠、出産、早産または流産 ■外科的手術その他の医療処置 ■頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含む）、航空機操縦（職務として操縦する場合を除く）、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故など （注）天災危険保障特約がセットされている場合はお支払いの対象となります
生命死亡共済金 生命高度障害共済金	■故意または重大な過失 ■闘争行為または犯罪行為 ■初年度契約の責任開始日から共済期間満了の日までの自殺行為 ■刑の執行 ■戦争、外国の武力行使または暴動等

(4) ご契約金額の設定 **契約概要**

ご契約金額（共済金額）の設定につきましては、特約ごとに定めるご契約金額の上限があります。詳しくは取扱代理所または当組合までお問い合わせください。また、実際のご契約のご契約金額については、パンフレット・共済契約申込書等にてご確認ください。

(5) 共済期間および共済責任の開始時期 **契約概要** **注意喚起情報**

①共済期間

共済期間は、毎月1日午前0時から1年間です。共済契約申込日により共済期間の開始月が異なります。詳しくは取扱代理所または当組合までお問い合わせください。また、実際のご契約の共済期間については、共済契約申込書にてご確認ください。なお、共済期間の開始時刻は共済契約申込書に時刻を記載することにより、その時刻から共済期間を開始することができます。

②共済責任の開始時期

共済掛金を口座振替により払い込む場合、共済契約申込書記載の共済期間開始日時から始まります。共済掛金をご契約時に払い込む場合の初年度契約については、共済掛金を払い込んだ日の翌日の午前0時から始まります。

4. 共済掛金の決定の仕組みと払込方法等

(1) 共済掛金の決定の仕組み **契約概要**

共済掛金は、ご契約金額・保障範囲等によって決定されます。詳しくは取扱代理所または当組合までお問い合わせください。また、実際のご契約の共済掛金については、共済契約申込書にてご確認ください。

(2) 共済掛金の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

共済掛金の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払と、複数回に分けて払い込む分割払があります。共済掛金は口座振替により払い込むことができます(共済掛金口座振替特約が自動セットされます)。なお、口座振替の場合、領収証は発行しません。

【共済掛金をご契約時に払い込む場合のご注意】

- ・共済期間が始まった後でも、「共済掛金口座振替特約」により共済掛金の払い込みが猶予される場合を除き、共済期間の初日(始期日)から取扱代理所または当組合が共済掛金を領収するまでの間に生じた共済金支払事由に対しては、共済金をお支払いしません。
- ・共済掛金の払い込みを完了する前に、死亡共済金、高度障害共済金、傷害死亡共済金または傷害高度障害共済金の支払事由が生じた場合で、共済掛金に未納分があるときは、これを徴収します。
- ・共済掛金の払込方法が分割払の場合、第2回目以降の共済掛金は払込期日までに払い込んでください。払込期日までに払い込みがないときは、共済契約は失効となります。

(3) 共済掛金の払込猶予期間の取扱い **注意喚起情報**

共済掛金を口座振替により払い込む場合において、払込期日までに共済掛金の払い込みがない場合は、払込期日の属する月の翌月末日までを払込猶予期間とします。払込猶予期間内に共済掛金の払い込みがない場合は、共済金支払事由が発生しても共済金をお支払いできないことや、ご契約を解除することがあります。

5. 満期返れい金 **契約概要**

本共済に満期返れい金はありません。

契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務(共済契約申込書等記入上の注意事項) **注意喚起情報**

ご契約者・被共済者には、告知事項(注)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(注) 危険に関する重要な事項として当組合が告知を求めるもので、共済契約申込書に☆印がついている項目のことです。この項目が事実と異なる場合や事実を記入しなかった場合、ご契約を解除することや共済金をお支払いできないことがあります。告知事項の記入内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

2. クーリングオフ制度 **注意喚起情報**

契約後、一定期間内にかぎり無条件でお申し込みの撤回をすることができる制度をクーリングオフ制度といいますが、本共済は共済期間が1年を超えない契約であるためクーリングオフをすることができません。お申し込みいただくにあたっては、本共済の保障内容を十分にご確認のうえお申し込みください。

3. 共済金受取人 **注意喚起情報**

共済金は、ご契約者にお支払いします。(準記名式契約特約がセットされている場合は被共済者にお支払いします。)なお、ご契約者=被共済者および準記名式契約特約がセットされている場合の生命死亡共済金・傷害死亡共済金は、被共済者の法定相続人にお支払いします。

また、企業等がご契約者および死亡共済金受取人となり従業員等を被共済者とする場合、被共済者となる方に本共済の加入についてご家族等に対し説明していただくようお願いください。

ご契約後に、共済金受取人を変更する場合は、被共済者の同意を確認するための署名等を要します。

契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等 **注意喚起情報**

ご契約者・被共済者には、通知事項について、ご連絡いただく義務(通知義務)があります。ご契約者住所およびご契約者・被共済者の氏名が変更された場合、遅滞なく取扱代理所または当組合までご通知ください。ご契約者住所の変更をご通知いただけない場合、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

本共済は、下記職業に就業されている方はご加入いただくことはできません。被共済者がこれらの職業に就業したとき、遅滞なく取扱代理所または当組合までご通知ください。ご通知いただけますと契約を解除させていただきますので、あらかじめご了承ください。なお、これらの職業に就業後に生じた身体障害に対しては、共済金をお支払いしません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競走選手、自動車競走選手、自転車競走選手、モーターボート競走選手(水上オートバイを含む)、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含む)、力士

ご契約金額の増減額や特約のセットなどご契約内容の変更をご希望される場合は、取扱代理所または当組合までご連絡ください。

2. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、取扱代理所または当組合までお申し出ください。共済掛金の払込方法により、共済期間のうち未経過であった期間の共済掛金を解約返れい金として返還する場合があります。(12回分割払(月払)の場合、解約返れい金はありません。)また、返還される共済掛金は、払い込みいただいた共済掛金の合計額より少ない金額になります。

3. 被共済者からの解約

注意喚起情報

被共済者とご契約者が異なる場合で一定の条件を満たすとき、被共済者はご契約者に契約の解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。被共済者から解約のお申し出があった場合、ご契約者はただちに取扱代理所または当組合までご連絡ください。

その他ご留意いただきたい事項

1. 取扱代理所の役割

注意喚起情報

取扱代理所は、共済契約の締結の代理権を有しており、当組合との委託契約に基づき共済契約の締結、共済掛金の領収、共済掛金領収証の交付、ご契約条件が変わった場合のご通知の受領等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理所とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、当組合と直接契約されたものとなります。

2. 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

当組合は、本共済契約に関する個人情報を本契約引受の審査および履行のために利用するほか、当組合が取り扱う商品・サービスのご案内・ご提供のために利用することや、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります)。ただし、保健医療等の特別なセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、中小企業等協同組合法施行規則等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本共済契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務提携先(取扱代理所を含む)、医療機関、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

- 契約等の情報交換について：当組合は、本共済契約に関する個人情報を共済事業の健全な運営のために、全日本火災共済協同組合連合会・一般社団法人日本共済協会・一般社団法人日本損害保険協会・損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。
- 再共済について：当組合は、本共済契約に関する個人情報を再共済契約の締結や再共済金の請求・受領等のために再共済先等に提供することがあります。

3. 重大事由による解除

注意喚起情報

共済金を支払わせる目的でケガ等をさせた場合やご契約者、被共済者または共済金受取人が暴力団関係者その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、共済金をお支払いできないことがあります。

4. 継続契約について

- (1) 共済契約の継続は、共済契約満了の日の14日前までに、ご契約者または当組合のいずれか一方より別段の意思表示がない場合は、原

則として、共済契約満了の日の契約内容と同一の内容で毎年自動的に継続します。

- (2) 共済金の請求状況等により、共済期間満了後、ご契約を継続できない場合や特定の保障の共済金額を減額または保障対象外とするなど保障内容を変更させていただくことがあります。
- (3) 当組合が普通共済約款、特約、共済掛金率等を改定した場合、改定日以降を共済期間開始日とする継続契約には、その共済期間開始日における普通共済約款、特約、共済掛金率等が適用されます。そのため、継続契約の保障内容や共済掛金が継続前のご契約と異なることがあります。

5. 共済金請求のお手続きについて

- (1) 事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理所または当組合より、共済金請求手続き(共済金請求に際してご提出いただく書類)に関してご案内します。具体的な必要書類につきましては、事故発生時にご案内します。
- (2) 共済金請求権については、時効(3年)がありますのでご注意ください。なお、時効は共済金請求権が発生した日の翌日から起算します。

6. 共済金の削減、共済掛金の追徴

注意喚起情報

当組合は、異常災害その他の事由により損失金が生じ、その損失金を繰越剰余金、諸積立金、金融機関の支払保証等をもって補てんすることができなかつたときは、総代会の議決を経て、既に共済金の請求書類を受け取っている場合、共済金を減額してお支払いします。また、共済契約を引き続き引き受ける場合は、共済掛金の追徴や共済金の減額を行う場合があります。

7. 個人賠償責任補償について

本共済は、オプションで個人賠償責任補償をセットすることができます。この個人賠償責任補償は、保険契約者を当組合、被保険者を本共済の被共済者とする賠償事故解決特約付「賠償責任補償特約」(交通事故傷害保険)という損害保険商品で共済商品ではありません。本保険商品の補償内容・保険料・重要事項説明書・事故が発生した場合の連絡先等は、本共済のパンフレット・ご提案書に記載していますのでご確認ください。詳しくは取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

本書面に記載のない事項につきましては、普通共済約款・特約をご確認ください。

連絡・相談・苦情窓口について

当組合へのお問い合わせ、ご相談、苦情がある場合は	事故が発生した場合は	当組合との間で問題解決できない場合は	当組合および日火連でも問題解決できない場合は
0120-655-666 (通話料無料) 兵庫県共済協同組合 受付時間：平日 9:00~17:00 (土日祝日および年末年始を除きます)	すみやかに取扱代理所または下記にご連絡ください。 0120-655-666 (通話料無料) 兵庫県共済協同組合 受付時間：平日 9:00~17:00 (土日祝日および年末年始を除きます)	全日本火災共済協同組合連合会(日火連)でも、ご相談および苦情を受け付けております。 0120-511-077 (通話料無料) 全日本火災共済協同組合連合会(日火連) 中小企業共済相談受付センター 受付時間：平日 9:00~17:00 (平日 12:00~13:00・土日祝日および年末年始を除きます)	一般社団法人日本共済協会共済相談所へご相談いただくこともできます。 03-5368-5757 一般社団法人日本共済協会 共済相談所 裁定または仲裁により、解決支援業務を行います。 受付時間：平日 9:00~17:00 (土日祝日および年末年始を除きます)